

津別町

水道自動検針用無線通信端末購入プロポーザル
仕様書

令和7年4月

北海道津別町

津別町 水道自動検針用無線通信端末購入プロポーザル 仕様書

1. プロポーザル概要

(1) 名称

津別町 水道自動検針用無線通信端末購入プロポーザル

(2) 物品名

水道自動検針用無線通信端末（自動検針システムの各種設定含む）

(3) 発注者

北海道網走郡津別町字幸町4 1 番地 津別町上下水道事業 津別町長 佐藤 多一

(4) 納入期限

ア 水道自動検針用無線通信端末 2,600 台：契約締結日から令和 7 年 11 月末まで。

イ 自動検針システム：無線通信端末初回納品日の前日まで。

納入期限は津別町と受注者にて協議の上、端末の分割納品など変更することがある。

(5) 契約上限価格：28,600 千円（税込）

2. 仕様（仕様に無い機能がある場合は別途提案すること）

(1) 水道自動検針用無線通信端末

ア 電子式水道メータまたは隔測表示機と有線で接続できること。また、東京都水道局制定「自動検針メータ通信機能仕様（Ver2.6A）」に準拠した電文に対応していること。

イ 屋外設置型とし、津別町の過去の最低および最高気温の環境下においても動作可能なこと。

ウ 電源は電池式で交換可能であること。また、電池電圧低下のアラームを水道自動検針システムで確認できること。電池容量は所定の動作において利用開始後 8 年間（電子式水道メータの検定有効期間の満了）使用できる容量であること。

エ 8 年以内に通信方式が利用中止となる等、機種全体が使用できなくなった場合、津別町に負担が発生することなく個々の無線端末機で当該年数の使用を担保できるようにすること。

オ 電子式水道メータおよび水道自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。

カ 水道自動検針用無線通信端末の異常等を検知し水道自動検針システムで把握可能なものであること。

キ 検針値、警報等を無線で送信する機能を有すること。

ク 電子式水道メータから 1 時間ごとの指針値を取得し、1 日 1 回システムへ電文送信する機能を有すること。また、必要に応じて電文送信回数を変更できること。

ケ 電子式水道メータから発呼される警報情報は日本語表記であり、システムに即時電文送信する機能を有すること。

コ 電子式水道メータから最小 1 分毎のロードサーベイ値を取得し、システムに電文送信する機能を有すること。

サ 不具合および機能向上のためソフトウェアバージョンアップ等に対応可能なものであ

ること。

(2) 通信回線

水道自動検針用無線通信端末が自動検針システムに指針値等を伝送するために必要な通信回線は、LTE-Cat.M1、NB-IoT および電力スマートメータ通信方式のいずれかとする。

(3) 水道自動検針システム

- ア 水道自動検針システムはクラウド型サービスで提供すること。
- イ システム利用端末は次の利用環境を前提とすること。ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、業務パソコンの対応方法を提案書に明記し、導入に係る費用も本契約に含めること。
 - ・ OS : Windows10 以上・ Android10 以上・ iOS12 以上
 - ・ ブラウザ : Microsoft Edge・ Google Chrome・ Apple Safari
- ウ 現地での設置工事、水道利用者対応の際にスマートフォン等でシステムを使用できること。
- エ 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム利用にあたっては適切なセキュリティ対策が施されていること。
- オ 電子式水道メータから取得した各種情報を保存し、津別町の業務パソコン等でデータを閲覧、取得できる機能を有すること。
- カ 津別町の業務パソコン等で定期検針日の検針値データを CSV ファイルで取得できる機能を有すること。
- キ 津別町の業務パソコン等でロードサーベイを起動し、データ取得できる機能を有すること。
- ク 電子式水道メータおよび水道自動検針用無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、津別町の業務パソコン等で即時確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- ケ 津別町の業務パソコン等から、現地の電子式水道メータに対して、警報情報等のしきい値を個別および一括で遠隔設定できる機能を有すること。

3. 支援要件

(1) 料金システムとのデータ連携

津別町料金システムの改修は津別町とシステムベンダーとの間で本事業とは別に契約の上実施するが、受注者はシステムベンダーとの協議・調整に協力すること。

(2) 水道自動検針用無線通信端末設置工事

- ア 設置工事は本事業とは別に津別町で選定、契約した施工業者で実施するが、受注者は事前の設置方法説明、設置期間中の問い合わせ等に協力すること。
- イ 工事管理、設置に関する住民への事前周知等は津別町と設置工事業者で実施する。

(3) 設置工事完了後の対応

設置工事完了後、通信状態が不安定または通信不通の箇所等が発生した場合には、受注者

は津別町および設置工事業者が実施する調査等に協力すること。

4. 検査および保証

(1) 検査

納品書や成果物等を納入し、津別町の検査を受けることとし、不合格の場合は、津別町と協議の上、必要な修正を実施すること。なお、水道自動検針用無線通信端末および水道自動検針システムは設置工事前に納品検査を実施する。

(2) 保証

検査合格の日から1年間とする。予備として津別町が保管する水道自動検針用無線通信端末の保証についても津別町の責めに帰すべき事由による場合を除き同様とする。

5. 法令の遵守

受注者は、電波法、電気通信事業法等の関係法令のほか、津別町の各種条例を遵守すること。

6. 損害賠償および秘密保持

津別町および受注者は契約中および契約終了後も以下事項を遵守すること。

(1) 損害賠償

自身の責に帰すべき理由により、相手方又は第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償すること。

(2) 情報管理

情報の紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩および不正利用等が生じないよう万全の対策を講じ、得られた情報は適切に管理すること。

(3) 情報開示

第三者に情報を開示、漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。

(4) 情報廃棄

契約が終了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

7. システム利用料等

各種システム利用に関わる料金は、システム利用開始から発生するものとする。なお、利用に関わる契約は別途協議の上、契約する。

8. 疑義事項

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、津別町と協議のうえ決定すること。

以 上